

添付資料 1 各業務に関する提出書類

(1) 統括管理業務に関する提出書類

提出書類の名称	提出様式・部数等	提出確認時期		
		正	副	
モニタリング実施計画書	A 4 ファイル綴じ 及び電磁的方法	1	1	実施契約締結後、速やかに
事業計画（マスタープラン）	A 4 ファイル綴じ 及び電磁的方法	1	1	実施契約締結後 1 か月以内
中期業務計画書	A 4 ファイル綴じ 及び電磁的方法	1	1	次期中期業務計画期間開始日の 30 日前まで ※1
単年度業務計画書（業務ごと）	A 4 ファイル綴じ 及び電磁的方法	1	1	次年度開始日の 30 日前まで ※2
事業終了報告書	A 4 ファイル綴じ 及び電磁的方法	1	1	事業終了後の 4 月末まで
中期業務報告書	A 4 ファイル綴じ 及び電磁的方法	1	1	中期業務計画期間の最終年度終了後の 4 月末まで
単年度業務報告書（業務ごと）	A 4 ファイル綴じ 及び電磁的方法	1	1	各年度終了後の 4 月末まで
月次業務報告書（業務ごと）	A 4 ファイル綴じ 及び電磁的方法	1	1	翌月 15 日まで
保険証券及び保険約款（特約がある場合には、当該特約に関する書類を含む。）又はこれらに代わるものの原本証明付き写し	原本 （又は原本証明付き写し）	1	-	保険契約締結後、速やかに
営業準備行為の実施期間中の計画書	A 4 ファイル綴じ 及び電磁的方法	1	1	実施契約締結後、速やかに
営業準備行為の報告書	A 4 ファイル綴じ 及び電磁的方法	1	1	営業準備行為の完了後、速やかに
業務委託契約書（写し）	A 4 ファイル綴じ 及び電磁的方法	1	1	業務委託契約締結後、JSC の請求に応じ、速やかに
定款	写し	1	-	実施契約締結後、速やかに
履歴事項全部証明書	写し	1	-	実施契約締結後、速やかに
印鑑証明書	写し	1	-	実施契約締結後、速やかに
本事業に関して、運営権者に融資等を行う金融機関等との間の契約	A 4 ファイル綴じ 及び電磁的方法	1	1	実施契約締結後、速やかに

書（写し）				
出資者保証書（基本協定書別紙1）	A4ファイル綴じ 及び電磁的方法	1	1	議決権株主が議決権株式を譲渡する 事前に
誓約書（基本協定書別紙2）	A4ファイル綴じ 及び電磁的方法	1	1	完全無議決権株式を発行する事前に

※1・2 事業開始初年度のみ事業開始日の30日前までに提出すること

（2）運營業務に関する提出書類

提出書類の名称	提出様式・部数等	提出確認時期		
		正	副	
利用規則	A4ファイル綴じ 及び電磁的方法	1	1	2024年9月末日まで

（3）維持管理業務に関する提出書類

提出書類の名称	提出様式・部数等	提出確認時期		
		正	副	
運営権設定対象施設の保全に関する資料（建物の利用に関する説明書、機器取扱い説明書、主要な材料及び機器の一覧表、その他必要となる資料）	A4ファイル綴じ 及び電磁的方法	1	1	各年度終了後の4月末まで
建物・設備の劣化状況等の調査診断結果	A4ファイル綴じ 及び電磁的方法	1	1	毎年度（時期はJSCと協議の上、決定）
引継時に提供することが必要となる書類等（修繕・更新投資等の実施内容の分かる施設台帳、図面、施設の保全に関する資料、修繕、保守等の実施状況に係る資料、施設の劣化に関する点検報告書）	A4ファイル綴じ 及び電磁的方法	1	1	（資料の整備状況の確認） 事業期間終了時の1年前まで
（運営権設定対象施設の修繕を行った場合）修繕箇所の報告書	A4ファイル綴じ 及び電磁的方法	1	1	修繕後速やかに
（運営権設定対象施設の更新投資を行った場合）更新投資箇所の報告書	A4ファイル綴じ 及び電磁的方法	1	1	更新投資実施後速やかに

(4) 各業務共通の提出書類

提出書類の名称	提出様式・部数等		提出確認時期	
	正	副		
業務の引継ぎに関する資料（具体的内容に関しては、JSC 又は次期事業者と運営権者の協議により決定）	A 4 ファイル綴じ及び電磁的方法	1	1	事業期間終了の3年前まで
総合責任者及び業務責任者の氏名、生年月日、経歴書及び雇用関係を証明する書類	A 4 ファイル綴じ及び電磁的方法	1	1	実施契約締結後1か月以内

(5) 任意業務に関する提出書類

提出書類の名称	提出様式・部数等		提出確認時期	
	正	副		
事業用地外で第三者から収入等を得る事業の実施に当たっては、事業計画	A 4 ファイル綴じ及び電磁的方法	1	1	任意業務として、本事業用地外において第三者から収入等を得る事業活動を実施する事前に

添付資料2 ギャラリーの運営に係る要求水準

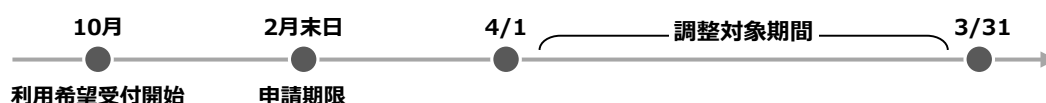
- ・ 週6日以上午前10時～午後5時まで開館すること。なお、JSCの事業および本競技場内で開催するイベントに影響を生じる可能性がある場合には、休館することができる。
- ・ 開館中1名以上が常駐し、施錠・開錠、来場者の入退場管理、ギャラリー内巡回、展示解説及び問合せ対応などのギャラリー運営に必要な対応を行うこと。なお、警備員や学芸員等の資格は必要としない。
- ・ 展示の企画や展示物の搬出入はJSCが行うこととし、運営権者はこれに協力すること。JSCは搬出入の時期等の詳細については、事前に運営権者と協議するものとする。

添付資料3 利用調整ルール

第3章第2節2.(1)に定める予約管理を行うにあたっては、下記に従い、利用調整を行うこと。

1. 国内競技連盟からの利用希望の受付・調整

運営権者は、4月1日から翌年3月31日までの利用について、前年10月から陸上、サッカー、ラグビー等の国内競技連盟からの利用希望を受け、年間スケジュールの調整を行い、当該利用希望者から2月末日までの間に申請書の提出を求めること。



2. 調整順位

1. に定める利用希望を受け付けた際、イベントの内容に応じて、次の表に掲げる優先順位によりスケジュールを調整すること。

順位	イベント内容
1	国際競技連盟が主催する国際的なスポーツ競技大会
2	国内競技連盟が主催する全国的なスポーツ競技大会
3	上記以外の催し物

3. 利用調整の対象の例外

次に掲げる月については、民間事業者が特別の事情があると認める場合、1. 及び2. の定めにかかわらず、予約を受け付けることができるものとする。

利用調整の対象外となる月：4月、7月、8月、3月

なお、国内競技連盟による年間の競技大会日程（シーズン等）の大幅な変更があった時は、JSC から受付・申請期間及び利用調整の対象外となる月の変更を提示する場がある。その場合には当該変更の提示に従うこと。

添付資料4 建築物及び建築設備の保守点検業務に係る要求水準

1. 保守点検業務に係る要求水準

運営権者は、日常点検や定期点検を適切に行い、利用者及び来場者が安全かつ快適に利用できるよう建築物の性能について、安全で不快感を与えない適切な状態を維持すること。

(1) 建築物

構造体に影響を及ぼすような異常、内装・外装材等の破損・劣化・さび・腐食等の有無、排水状態の良否及び堆積物・ごみの有無等を把握し、維持すべき状態を確保するために必要な保守点検を行うこと。

(2) 建築設備

設備各種部位、各種設備のシステム、各種機器類ごとに、破損、劣化、さび、腐食等の有無や動作不良等の確認を行い、機器等の劣化及び作動状況等を把握し、維持すべき状態を確保するために必要な保守点検を行うこと。

2. 適切に維持する状態（建築物）

項目		維持すべき状態
建 築	構造体（制振材料）	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性・耐火性・耐風性を確保した状態を維持する。 大臣認定の評価内容に基づき適切に点検を行い、耐震性能を確保した状態を維持する。
	屋根及びとい	<ul style="list-style-type: none"> 建物内部に雨水が侵入しない状態及び正常に排水する状態を維持する。また、仕上げ材のさび、腐食等の劣化がない状態を維持する。 屋根に付帯する設備及び手すり・タラップ・丸環等、安全または点検等のために設置された部材は、ぐらつきのない状態を維持する。
	外装（天井）	<ul style="list-style-type: none"> 変形、ずれのない状態を維持する。また、仕上げ材の変退色及び金属類のさび、腐食等がない状態を維持する。 点検口は、落下の恐れがなく、設備機器が点検できる状態を維持する。
	外装（壁） （エキスパンションジョイント金物、手すり、タラップ等付属物を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> 建物内部に雨水が浸入しない状態及び外装材が破損、落下しない状態を維持する。また、仕上げ材の変退色及び金属類のさび、腐食等がない状態を維持する。 手すり・タラップ等、安全または点検等のために設置された部材はぐらつきのない状態を維持する。
	外装（床）	<ul style="list-style-type: none"> 平坦な状態、建物内部に雨水が浸入しない状態及び正常に排水する状態を維持する。また、仕上げ材のひび割れ等がない状態を維持する。
	内装（天井）	<ul style="list-style-type: none"> 変形、ずれのない状態及び所要の耐候性、耐水性、吸音性を維持する。また、壁の取り合い部分は破損、隙間のない状態を維持する。仕上げ材の変退色、汚れ、かび等による不快感を与えない状態を維持する。 点検口は、落下の恐れがなく、設備機器が点検できる状態を維持する。
	内装（壁）	<ul style="list-style-type: none"> 垂直かつ平坦な状態及びぐらつきのない状態及び所要の耐水性、耐薬品性、吸音性を維持する。また、床の取り合い部分は破損・隙間・汚れ・傷等のない状態を維持する。仕上げ材の変退色、汚れ、かび等による不快感を与えない状態を維持する。
	内装（床）	<ul style="list-style-type: none"> 水平かつ平坦な状態、きしみのない状態及び歩行に支障のない状態並びに所要の帯電性、耐薬品性、防塵性を維持する。また、仕上げ材の変退色、ひび割れ、磨耗等による不快感を与えない状態を維持する。 点検口は、設備配管が点検できる状態を維持する。

	外部建具	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に点検を行い、ぐらつき等がなく良好に開閉・作動する状態及び所要の耐風圧性、水密性、気密性を維持する。また、仕上げ材の変退色、傷、さび等による不快感を与えない状態を維持する。 ・建具周囲から漏水がない状態を維持する。 ・防火戸、排煙窓等は、災害時に所要の性能を発揮できるよう維持する。
	内部建具	<ul style="list-style-type: none"> ・ぐらつき等がなく良好に開閉・作動する状態及び所要の気密性を維持する。また、仕上げ材の変退色、傷、さび等による不快感を与えない状態を維持する。 ・内部仕上げとの取り合い部分は、隙間等のない状態を維持する。 ・防火戸、防火シャッター等は、災害時に所要の性能を発揮できるよう維持する。
	外部階段	<ul style="list-style-type: none"> ・手すりのぐらつき及びノンスリップに変形、損傷がない状態を維持する。 ・その他、外装（天井）、外装（壁）、外装（床）による。
	内部階段	<ul style="list-style-type: none"> ・手すりのぐらつき及びノンスリップに変形、損傷がない状態を維持する。 ・その他、内装（天井）、内装（壁）、内装（床）による。
	上記以外の付帯する造作（観客席、サインを含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・手すり・タラップ等、安全または点検等のために設置された部材は、ぐらつきのない状態を維持する。また、仕上げ材の変色及び金属類のさび、腐食等による不快感を与えない状態を維持する。 ・施設の案内及び安全利用の喚起・確保の用に供するものは上記の他、適切にその目的を達している状態を維持する。 ・ぐらつき等がない状態及び付帯する部位の所要の性能を維持する。また、仕上げ材の変退色、傷、さび等による不快感を与えない状態を維持する。
工 作 物 及 び 外 構	付帯する工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・所要の性能及び転倒の恐れのない状態を維持する。また、仕上げ材の変退色、傷、さび等による不快感を与えない状態を維持する。 ・施設の案内及び安全利用の喚起・確保の用に供するものは上記の他、適切にその目的を達している状態を維持する。
	舗装（マンホール・グレーチング等を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行の支障となる不陸、段差が生じない状態を維持する。また、仕上げ材の変退色、傷、さび等による不快感を与えない状態を維持する。
	せせらぎ（循環ポンプを含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・所要の性能を維持する。また、適切にその目的を達している状態を維持する。

3. 適切に維持する状態（建築設備）

	項目	維持すべき状態
電気設備	電灯設備（外灯設備含む。）	所要の光環境を維持する。
	動力設備	各種電動機等が正常に作動できる状態を維持する。
	受変電設備	照明器具、コンセント及びその他電源機器へ安定して電力を供給できる状態を維持する。
	電力貯蔵設備	非常用予備電源、保安用電源等に電力を安定して供給できる状態を維持する。
	発電設備	発電電力を安定して供給できる状態を維持する。
	雷保護設備	雷から人体及び設備機器を常に保護できる状態を維持する。
	接地設備	故障電流等から設備機器を常に保護できる状態を維持する。
	構内情報通信網設備	常に情報通信網として正常に機能する状態を維持する。
	構内交換設備	常に通話できる状態を維持する。
	情報表示装置（時刻表示、陸上競技計時計測含む。）	正確に時刻を表示できる状態を維持する。
	デジタルサイネージ	正常に作動する状態を維持する。
	拡声設備	常に正常に放送できる状態を維持する。
	映像設備・音響設備	映像及び音響等の所要の性能を維持する。
	誘導支援設備（インターホン、集団補聴、トイレ呼出含む。）	正常に作動する状態を維持する。
	テレビ共同受信設備	良好な画像状態を維持する。
	監視カメラ設備	常に監視エリア内の目的物等を的確に判断できるよう維持する。
	駐車場管制設備	正常に作動する状態を維持する。
	防犯・入退室管理設備	正常に作動する状態を維持する。
	火災報知設備	常に火災の発生を確実に報知できる状態を維持するとともに、火災拡大等を的確に抑制できる状態を維持する。
	非常用照明・誘導灯設備	停電時に確実に点灯し、所要の照度が確保できる状態を維持する。
構内配電線路・通信線路設備	配電線、通信線が適切に機能する線路の状態を維持する。	
その他の設備	正常に作動等する状態を維持する。	

機械設備	中央監視制御設備	正確に情報の伝達・表示及び計測等並びに遠隔制御ができる状態を維持する。
	空気調和設備	所要の性能・機能が発揮できるよう維持する。
	換気設備	所要の性能・機能が発揮できるよう維持する。
	自動制御設備	正確に制御、情報の伝達、表示及び計測等ができる状態を維持する。
	衛生器具設備	正常に作動し、衛生的な状態を維持する。
	給水設備	常に用途に適した水質・水量を衛生的に供給できる状態を維持する。
	排水設備	常に汚水等を適切に排除できる状態を維持する。また、臭気等による不快感を与えない状態を維持する。
	給湯設備	用途に適した温水を衛生的に供給できる状態を維持する。
	消火設備	火災時に万全な状態で作動できるよう維持する。
	ガス設備	安全にガス器具等へ供給できる状態を維持する。
	厨房器具設備	運営業務に支障のない状態を維持する。
	雨水・井水利用設備	正常に作動し、用途に適した水質及び水量を供給できる状態を維持する。
	昇降機設備	正常に運転できる状態を維持する。
	ミスト冷却設備	正常に作動し衛生的な状態を維持する。
その他の設備	正常に運転等ができる状態を維持する。	

添付資料5 国立競技場の記念作品等について

国立競技場に設置された記念作品等は、炬火台(①)、壁画13点(②、③、⑮~⑳)、彫刻品(銅像)7点(④、⑤、⑦、⑧、⑫~⑭)、出陣学徒の碑(⑥)、優勝者銘盤3点(⑨~⑪)計25作品であり、設置場所は下図のとおりである。

③ ギリシャの女神像 ① 炬火台 ② 野見宿禰像
 ④ 健康美 ⑫ 槍投げ像 ⑭ 円盤投げ像
 ⑤ 青年像 ⑬ 御者像
 ⑥ 出陣学徒の碑 ⑮ 躍動 ⑯ 動態
 ⑧ 無題 ⑦ 波 ⑩ より高く ⑪ 友愛 ⑫ 躍進 ⑬ よろこび ⑭ 勝利
 ⑨ 優勝者銘盤 ⑩ 優勝者銘盤 ⑪ 優勝者銘盤 ⑮ 勝利の場 ⑯ 飛転 ⑰ より速く ⑱ 飛転
 ⑲ 躍動 ⑳ 人と太陽 ㉑ 勝利

○ 黒丸はデッキ上に設置
 ○ 丸はデッキ下に設置

※ 優勝者銘盤(デッキ下に設置)
 ⑨ 東京オリンピック大会
 ⑩ 1991年第3回世界陸上競技選手権大会
 ⑪ 1967年ユニバーシアード東京大会

※ ⑮~⑳の壁画はデッキ下に設置

添付資料6 東京2020大会レガシー設置物及び備品の保守管理業務に係る要求水準

下記のガイドライン等に基づき、東京2020大会レガシー設置物及び備品について、適切に保守管理すること。

(1) 聖火台

- ① 誓約書（公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会宛）
- ② レガシー設置物に関するガイドライン（2022年1月公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、日本オリンピック委員会）
- ③ レガシー設置物に関するガイドライン（2022年2月公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会）
- ④ The Olympic Cauldron PROPOSAL（公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、IOC、JSC）
- ⑤ The Paralympic Cauldron PROPOSAL（公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、IPC、JSC）

(2) トリビュート・トゥ・チャンピオン

- ① 誓約書（公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会宛）
- ② レガシー設置物に関するガイドライン（2022年1月公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、日本オリンピック委員会）
- ③ レガシー設置物に関するガイドライン（2022年2月公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会）
- ④ The Tribute to Champions PROPOSAL（公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、IOC、日本オリンピック委員会、JSC）
- ⑤ The Tribute to Champions PROPOSAL（公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、IPC、日本パラリンピック委員会、JSC）

(3) 表彰台

- ① 誓約書（公益財団法人日本オリンピック委員会宛、公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会宛）
- ② 自治体等における組織委員会承認制作物等の管理・利用に関するガイドライン（2021年12月公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本パラス

ポーツ協会日本パラリンピック委員会、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会)

(4) 会場装飾物

- ① 誓約書（公益財団法人日本オリンピック委員会宛、公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会宛）
- ② 自治体等における組織委員会承認制作物等の管理・利用に関するガイドライン（2021年12月公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会）
- ③ 会場装飾物リスト

添付資料 7 修繕に係る要求水準

1. 建物性能劣化と修繕業務の考え方

修繕業務とは、事業期間中に施設内外における不具合や破損、劣化等が発生した場合に、建物全体性能が契約時の要求水準を下回らないように修繕を行うことをいう。

不適切な維持管理その他運営権者の責に帰する事由により、予測し難い機器の更新が必要となった場合でも運営権者の責任と負担でこれを行うこと。

なお、契約時の要求水準を下回らない範囲での個々の建築資機材の自然損耗は許容される。

2. 修繕に係る要求水準

項目		要求水準
建築	<ul style="list-style-type: none"> ・構造体（制振材料を含む。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査診断の結果を踏まえ修繕を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根及びとい（屋根に付帯する設備等を含む。） ・外装（天井） ・外装（壁）（エキスパンションジョイント金物、手すり、タラップ等付属物を含む。） ・外装（床） 	<ul style="list-style-type: none"> ・不陸、変形、破損等の不具合箇所及び仕上げ材の変退色及び金属類のさび、腐食等の劣化箇所の修繕を行う。修繕を施す各部分は、不快感を与えない程度にその周囲と調和させるものとする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・内装（天井） ・内装（壁） ・内装（床）（人工芝等を含む。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・破損等の不具合箇所及び仕上げ材の変色、汚れ、かび、ひび割れ等の修繕を行う。 ・修繕を施す各部分は、不快感を与えない程度でその周囲と調和させるものとする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・外部建具 ・内部建具 	<ul style="list-style-type: none"> ・破損等の不具合箇所及び仕上げ材の変色、傷、さび等の劣化箇所の修繕を行う。修繕を施す各部分は、不快感を与えない程度にその周囲と調和させるものとする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・外部階段 ・内部階段 	<ul style="list-style-type: none"> ・破損等の不具合箇所及び仕上げ材の変色、傷、さび等の劣化箇所の修繕を行う。 ・その他、外装・内装（天井）、外装・内装（壁）、外装・内装（床）による。
	上記以外の付帯する造作（観客席、サインを含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・破損等の不具合箇所及び仕上げ材の変色、傷、さび等の劣化箇所の修繕を行う。修繕を施す各部分は、不快感を与えない程度にその周囲と調和させるものとする。
工作物及び外構	付帯する工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・破損等の不具合箇所及び仕上げ材の変色及び金属類のさび、腐食等の劣化箇所の修繕を行う。修繕を施す各部分は、不快感を与えない程度にその周囲と調和させるものとする。
	舗装（マンホール・グレーチング等を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・破損等の不具合箇所及び仕上げ材の変色、傷、さび等の劣化箇所の修繕を行う。
	せせらぎ（循環ポンプを含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。
各種電気設備（機器単体だけでなく、構築したシステムを含む。）		<ul style="list-style-type: none"> ・不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。
各種機械設備（機器単体だけでなく、構築したシステムを含む。）		<ul style="list-style-type: none"> ・不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。

添付資料 8 国立競技場が備えるべき施設性能等

(1) 全般

要求水準書第1章第2節1. 事業目的及び運営方針に基づき本事業を実施するに当たり、ナショナルスタジアムとして、陸上、サッカー、ラグビー等の国際大会、日本代表戦や全国大会の決勝戦会場等の実施に必要な機能を維持すること。なお、今後のワールドカップ招致に向けて、国際サッカー連盟ワールドカップ規定（例えば観客席数など）にも対応しうるものとする。

(2) その他

- ・施設利用者の安全安心を確保するための防災警備機能を維持すること。
- ・車椅子席やアクセシブルトイレ等のユニバーサルデザインを維持すること。

添付資料 9 ネーミング・ライツの設定要件

第5章第1節に定めるネーミング・ライツを設定するにあたっては、下記に従うこと。

1. 契約期間及び最低金額

運営権者は、事業期間の範囲内において、ネーミング・ライツにかかる契約期間及び最低金額を自由に設定することができる。

2. ネーミング・ライツの選定方法

ネーミング・ライツの選定方法は自由とする。

なお、3. を遵守する限りにおいて運営権者以外の者にネーミング・ライツを付与することは妨げない。

また、都立明治公園等、JSC以外の所有者にかかる部分にネーミング・ライツを設定することはできない。(ただし、あらかじめ当該所有者と協議をし、同意を得た場合を除く)。

3. ネーミング・ライツの被付与資格

運営権者は、以下の①から⑨に該当する者に対して、ネーミング・ライツを付与してはならない。

- ① PFI 法第9条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当する者
- ② JSC 法第3条（センターの目的）に反する事業を行う者
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行う者
- ④ 貸金業法第2条第1項に規定する貸金業を営む者（銀行法第2条第1項に規定する者を除く。）
- ⑤ 消費者金融、商品先物取引に関する者、たばこの製造又は販売業（電子たばこ等を含む。）、賭け事に係る業種に属する事業を行う者
- ⑥ 公序良俗に反する事業を行う者
- ⑦ 特定の政治、宗教又は思想等の活動を行う者
- ⑧ 会社更生法に基づく更生手続の開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされている者
- ⑨ 国税、地方税等を滞納している者

4. 名称の制限

運営権者（運営権者からネーミング・ライツの付与を受けた者を含む。）は、以下の①から⑪に該当する名称を付してはならない。

- ① JSC 法第 3 条（センターの目的）に反するもの
- ② 法令等に違反するもの
- ③ 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの
- ④ 公序良俗に反するもの
- ⑤ 公衆に不快の念又は危害を与えるもの
- ⑥ 特定の政治、宗教又は思想等に関するもの
- ⑦ 青少年の健全な育成を阻害するもの
- ⑧ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に規定する営業に関するもの
- ⑨ 貸金業法第 2 条に規定する貸金業に関するもの
- ⑩ 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
- ⑪ たばこの広告や喫煙を促すもの

5. 費用負担及びネーミング・ライツの特典等

運営権者は、ネーミング・ライツの付与を受けた者との協議により、ネーミング・ライツ付与に関する費用負担やその他特典等について、自由に設定することができる。

6. 名称等に関する JSC の利用

運営権者は、ネーミング・ライツに基づき付した名称及びロゴマークその他本施設を示す標章等（以下、本項において「名称等」という。）を JSC に無償で使用させること。

運営権者は、運営権者からネーミング・ライツの付与を受けた者が付した名称等について、その者をして、JSC が無償でこれを使用できるようにすること。